

秋田県冬の大型観光アフターキャンペーン（仮称）プロモーション業務委託仕様書

1 趣旨

本業務は、秋田県（以下「甲」という。）が令和 6 年度に実施した大型観光キャンペーン（実施期間：令和 6 年 1 2 月～令和 7 年 2 月）（以下「キャンペーン」という。）の成果の定着及び冬の大型観光アフターキャンペーン（仮称）（以下「アフターキャンペーン」という。）以降における甲への継続的な誘客を図るため、各種媒体を活用したプロモーション等の実施を目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 0 日まで

3 業務内容

（1）アフターキャンペーン事業の広報計画策定、実施及び進行管理

①別途甲が発注するガイドブック・ポスターデザイン等の制作やアフターキャンペーンサイト（以下「特設サイト」という。）運営等の各種関連業務を踏まえた広報計画を策定するとともに、各受託事業者との連携による効果的かつ効率的なプロモーションを実施すること。

②広報計画に基づいた、適切な進行管理を行うこと。

③具体的な広報内容は次のとおり。

- ・Instagram や Facebook などの SNS やウェブ広告を活用したデジタルプロモーション
- ・デジタルサイネージ等効果的と考えられるオフライン広報

＜全体コンセプト等について＞

- ・キャンペーンの継続性を意識しつつ、各広報媒体に適した効果的なターゲット像を検討すること。

（例 1）アフターキャンペーン用観光ガイドブック・ポスターのターゲット像の一例

⇒首都圏在住の 3 0 代女性

（イメージ：東京で働いている娘が母親を誘って一緒に冬の秋田を旅する）

（例 2）体験型アクティビティ（スキーや体験メニュー）のターゲット像の一例

⇒近隣及び首都圏在住の 2 0 ～ 4 0 代

＜留意事項＞

- ・広報計画に対する KPI を提示すること。
- ・アフターキャンペーン全体のスケジュールは【資料 2－別紙 1】「令和 7 年度 秋田県冬の大型観光アフターキャンペーン（仮称）事業計画（案）」を参照すること。
- ・特設サイトは、キャンペーンで使用した次の URL のサイトを継続して活用すること。

<https://akita-hottokenai.jp/>

※特設サイトの運営は本業務には含まれないが広告配信等で適切に連携を図ること

- ・デジタルプロモーションの実施に当たっては【資料 2－別紙 2】留意事項を確認すること。
- ・広告配信用のクリエイティブについては、ロゴマーク及び別途甲が委託して制作するパンフレット、ポスターデータを活用しながら制作することとし、制作に係る費用は本委託業務の

予算に含まれるものとする。

(2) 観光コンテンツの情報収集と特設サイトへの掲載

①アフターキャンペーン期間中に実施される観光コンテンツについて、甲の協力の下、ターゲット像に応じた掲載をすること。

②掲載する観光コンテンツ例は次のとおり。

- ・甲が実施する「体験型コンテンツ」や「食に関する冬季誘客促進事業」で制作したコンテンツ
- ・甲が市町村へヒアリングした観光コンテンツ
- ・通年型の観光コンテンツ、体験型の観光コンテンツ
- ・イベント情報
- ・受託者（以下「乙」という。）が収集した観光コンテンツ ほか

③観光コンテンツの詳細は、甲が運営する秋田県公式観光サイト「アキタファン」のスポット情報・イベント情報に掲載するので、必要な情報を甲へ提供すること。

④観光コンテンツ掲載の際は、可能な限り以下の内容についても発信するため甲の協力の下、情報収集すること。

- ・空港や主要駅から観光コンテンツ実施施設等（以下「施設等」という。）への二次交通
- ・装備が必要な場合は、施設等での貸出の有無
- ・安全性に関する記載（冬季における交通情報や注意事項など）
- ・雪をメインにした観光コンテンツについては、少雪地域等への「非日常性」の訴求

(3) 独自提案事項

このほか、「1趣旨」に沿った本事業の効果を高めると考えられる事項及びアフターキャンペーンのメインターゲット像以外に、甲への誘客効果が見込める県外エリアへの広告配信手法等の事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

(4) 来訪計測

①広告を配信したユーザーのうち、実際に来訪した人数を、ユーザーの属性別に位置情報提供サービスと連携して測定すること。計測スポットは、来県者が立ち寄り得る場所（駅や空港など来県者が立ち寄る可能性が高いスポットを想定）を候補とし、協議の上設定すること。

②計測にあたり個別の観光事業者等との調整や、計測スポットの設定、登録作業等が必要な場合は、乙で調整の上適切に実施すること。利用する位置情報提供サービスの種類は、具体的に提案に含めること。また、確実に来訪者の計測ができるよう適切に設定を行うこと。

③類似の取組等を参考に、KPI を提示すること。

④来訪計測以外に効果的と思われる手法がある場合は代替の手法を提案することも可能とする。

(5) 本事業の分析

①業務完了後、実施結果報告に加えて、上記（1）から（4）までの事項を踏まえた本事業の分析結果を提出すること。

②分析結果については本事業により創出された誘客効果に関するもののほか、今後、冬季誘客に取り組む上での課題や懸案事項等があれば講評として記載すること。

4 業務進行に伴う条件等

(1) 打合せ等について

- ①広報計画及び広告配信用のクリエイティブ、KPI の設定等については、乙からの企画提案時の提案資料をもとに、甲との打合せを踏まえて修正を加え、最終決定すること。
- ②乙は、甲が求める打合せに対し、オンラインミーティング等も活用した上で速やかに応じられる体制を整えること。

(2) 広報関係素材等について

広告配信用のクリエイティブ制作に係る写真やイラストなど、画像素材の収集にかかる費用は全て本業務に含まれるものとする。なお、写真素材については、制作・デザイン方針上差支えないと判断される場合、甲で保有している素材の使用についても可能とする。疑義がある場合は甲乙協議の上定めること。

(3) 適正な広告の実施

甲の信用失墜やブランド毀損となる広告掲載は絶対に行わないこと。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

- ①乙は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない
- ②乙は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して甲の承認を得るものとする
- ③乙は、上記②により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めるものとする

(2) 業務の履行に関する措置

- ①甲は本委託業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある
- ②乙は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に甲に書面で提出しなければならない

(3) 権利の帰属等

本委託業務で制作された制作物の著作権は甲に帰属することとするが、疑義がある場合は甲乙協議の上定めるものとする

(4) 機密の保持

乙は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外的利用、第三者に開示、漏えいしてはならず、契約終了後も同様とする

(5) 関係法令の遵守

乙は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする

